

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

公 告

○土地改良区の役員の退任の届出(山本地域振興局農林部) : 1

告 示

秋田県告示第五百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十九年十月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	百三号及び百四号	鹿角市十和田大湯字白沢四四番一から四四番四まで	

秋田県告示第五百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十九年十月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 二 供用開始の期日 平成十九年十月十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十月十六日から同月二十九日まで

目 次

ページ

告 示

- 道路の供用開始(五〇一・道路課) : 1
- 道路区域の変更(五〇二・道路課) : 1

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	新	百三号及び百四号	鹿角市十和田大湯字白沢四四番一から四四番四まで		八・〇〇〇〜一〇・〇〇〇	〇・二二九
	旧	百三号及び百四号				

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十月十六日から同月二十九日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、三種町泉八日土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

山本郡三種町森岳字泉八日九十四番地

三浦 弘美

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄